

公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会

会 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会（以下「本協会」という。）定款第2章（第6条から第12条まで）の規定に基づき、会員が本協会に納付する会費の額及び納入方法について定めるほか、会員管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 本協会の会員は、定款第6条に規定しているとおり正会員及び準会員とする。

- 2 正会員は、社会福祉法人の理事長である法人会員と、当該法人が運営する施設の施設長である施設会員である。
- 3 準会員は、社会福祉法人以外の公益法人が運営する高齢者福祉施設の施設長である。

(入会金及び会費)

第3条 会員の入会金及び会費は、別表のとおりとする。

- 2 入会金は、入会を承認する入会通知書が入会申込み者に送付された後、指定する期日までに納入するものとする。
- 3 会費は、年会費とし、毎年度の4月末日までに納入するものとする。ただし、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。
 - (1) 入会の場合は、年額を12で除した額に入会通知書送付日の属する月以降当該年度の月数を乗じた額を指定する期日までに納入するものとする。
(円未満は切り捨てる)
 - (2) 退会の場合は、定款第12条第2項の規定により、既納の年会費はこれを返還しないものとする。

(入会金及び会費の納入方法)

第4条 会員は、本協会からの請求書受領後、本協会の銀行口座に入会金及び会費を納入するものとする。

(会費の配賦基準)

第5条 会費収入の配賦基準は、50%以上を公益目的事業会計に配賦するものとする。

(入会の申込み)

第6条 正会員又は準会員として入会を希望する者は、本協会の入会申込書（様

式1)に記入・押印し、本協会に直接提出するものとする。

- 2 本協会は、入会申込書を受領した後、理事会においてその可否を決定し、その結果を、入会申込者へ通知するものとする。

(入会の成立)

第7条 入会申込者へ本協会から入会通知書を送付した時点で、本協会の会員として入会が成立したものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、入会は無効とする。

- (1) 申込法人及び当該施設の代表者又は開設準備者以外の第三者が申込みを行っていた場合
- (2) 申込みの際に虚偽の届出をした場合

- 2 入会日は、本協会が入会申込書を受領した日の属する月の翌月1日とする。

(登録内容の変更)

第8条 会員は、登録内容（法人代表者、施設長及び所在地）に変更が生じた場合は、速やかに本協会あてに変更届（様式2）を提出しなければならない。

(退会の申し出)

第9条 会員は、本協会を退会する場合、原則として30日前までに退会届（様式3）に記入・押印し、本協会に直接提出すれば任意に退会することができる。

- 2 本協会は、退会届を受領した後、理事会にこの旨報告するものとする。

(会員へのサービス内容)

第10条 本協会は、会員に次のサービスを提供する。

- (1) 本協会ホームページへ会員名を掲載
- (2) 郵便、FAX等による諸資料等の情報提供
- (3) 本協会が主催する会議、研修会等への参加
- (4) 会員の親睦を図る諸行事への参加

(権利の譲渡の禁止)

第11条 会員は、その権利を第三者に譲渡・貸与してはならない。

(秘密保持)

第12条 本協会は、会員に関する情報及びサービスの提供上知り得た情報を他に開示、漏洩しない。特に、会員情報のうち、個人情報については、厳格に管理する。

(禁止事項)

第13条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (2) 他者の財産、権利、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (3) 他者を差別、誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又はその恐れのある行為
- (5) 本協会に損害を与える行為、又はその恐れのある行為

(会員としての期間)

第14条 会員としての期間は、会員から退会届の提出又は本協会から除名通知書の送付がない限り、以後毎年所定の会費を支払うことにより継続するものとする。

(損害賠償)

第15条 本協会は、会員が第12条の禁止事項に違反し、又はその他の事由により、本協会に損害を与えたときは、会員に対しその賠償を求めることができる。

(規程の変更)

第16条 この規程の改廃は、理事会の議を経、社員総会の承認を得て行うものとする。

(平成22年6月23日の平成22年度第1回社員総会にて承認)

附則

- 1 この規程は、本協会の設立登記（公益社団法人に移行）のあった日（平成23年4月1日）から施行する。
 - 2 本協会設立初年度については、第3条の規定にかかわらず、入会金の徴収を行わないものとする。
- 則
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する

【別 表】

入会金及び会費一覧表

納入対象者：正会員（法人会員、施設会員）及び準会員

正会員の法人会員は、社会福祉法人の理事長

施設会員は、社会福祉法人が運営する施設の施設長

準会員は、施設会員として、社会福祉法人以外の公益法人が
運営する施設の施設長

入会金及び会費の額は、次のとおり

1. 入会金

1 会員当り 10,000 円・・正会員、準会員
(正会員は、法人会員、施設会員双方からの徴収)

2. 会 費

(1) 法人会費（正会員のみ） 年額 80,000 円

(2) 施設会費 ①+②

①均等割 年額 85,000 円

ただし、訪問介護、併設デイサービスセンター、グループホーム、
生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護、在宅介護支援センタ
ーについては、年額 5,000 円

②定員割 入所定員に施設種別の 1 人当りの単価を乗じた額（年額）

・老人保健施設、特別養護老人ホーム

1 人当り 200 円

・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス

1 人当り 100 円

単独であるデイサービスセンター、訪問介護、併設デイサービ
スセンター、訪問介護、グループホーム、生活支援ハウス、小
規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業、在宅介護支援セン
ターについては、均等割のみ

(様式1)

公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会

入 会 申 込 書

年 月 日

公益社団法人 北九州高宮舎福祉事業協会

会 長 様

住 所 _____

申込者氏名 _____ 印

電 話 _____

F A X _____

Eメールアドレス _____

HPアドレス _____

公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会の目的・事業等に賛同し、入会の申込みをいたします。

法人	法人の所在地				
	ふりがな 法 人 名				
	ふりがな 法人理事長氏名	印			
施設	施設の所在地				
	ふりがな 施 設 名				
	ふりがな 施設長氏名	印			
	種 別 (該当するものに○印)	特養・ 養護・ 軽費・ ケアハウス・ 老人デイ			
	施設の定員	入 所 名	短 期 名	通 所 名	グループホーム 名
	入会希望月日				

※施設の入会が複数になる場合は、申し込み時にお申し出ください。

(1 枚目 表面)

(様式2)

年 月 日

公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会
会 長 様

法人名又は施設名 _____

理事長又は施設長 _____ 印

会員（法人理事長・施設長）異動届

下記のとおり異動がありましたので届出いたします。

記

	新	旧	異動年月日
ふりがな 法人理事長名			
ふりがな 施設長名			

(様式3)

公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会

会 員 退 会 届

年 月 日

公益社団法人 北九州高宮舎福祉事業協会
会 長 様

【法人・施設】

法人所在地 _____

法 人 名 _____

理事長名 _____ 印

電 話 _____

F A X _____

施設所在地 _____

施 設 名 _____

施設長名 _____ 印

電 話 _____

F A X _____

当法人・施設は、貴会の会員（正会員・準会員）を 年 月 日付
で退会したいのでお届けします。

〔退会理由〕できるだけ詳細にご記入ください。

.....

.....

.....

.....